

令和元年9月

介護サービス御利用者様・御家族様

日立市介護保険課

介護保険の介護報酬改定等に伴うお知らせ

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、消費税の引き上げ等に伴う令和元年10月からの介護報酬改定等に伴い、御利用なさっているサービスや認定証について、下記のとおり変更がございますので、御了知、御理解くださるようお願い申し上げます。

記

1 介護報酬の改定に伴う利用者負担額の変更について

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスを利用された際の利用者負担額が変更になります。

なお、報酬改定に伴う利用者負担額については、利用されるサービスの種類や内容等により異なりますので、詳しくはサービス提供事業者又は担当ケアマネジャーに御確認ください。

2 居宅サービス等の区分支給限度額の変更等について

介護報酬の改定に伴い、従来と同量程度のサービスを御利用いただくことができるよう、令和元年10月サービス利用分から在宅サービスを利用されている方の支給限度額が引き上げられます。

※支給限度額とは：要介護状態区分に応じた、介護保険から給付される1か月の上限額

【基準額】

要介護状態区分	令和元年9月サービス分までの支給限度基準額（現行）	令和元年10月サービス分以降の支給限度基準額（変更後）
要支援1	5,003単位	5,032単位
要支援2	10,473単位	10,531単位
要介護1	16,692単位	16,765単位
要介護2	19,616単位	19,705単位
要介護3	26,931単位	27,048単位
要介護4	30,806単位	30,938単位
要介護5	36,065単位	36,217単位

《裏面に続く》

介護保険被保険者証（2）ページサンプル

要介護状態区分等	要介護1	
認定年月日	令和元年8月10日	
認定の有効期間	令和元年7月1日～令和2年6月30日	
居宅サービス	区分支給限度基準額	
	令和元年7月1日～令和2年6月30日 1月当たり 16,692単位	
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	<p>要介護度に応じた支給限度額が記載されています。 それぞれの要介護状態区分に応じ、読み替えてください。 【例】 要介護1のかたの場合 16,765単位</p>	

令和元年9月30日以前に発行された介護保険被保険者証は、改定前の支給限度基準額を、改定後の支給限度基準額に読み替えてご利用いただけます。（※現在の認定の有効期間までは、お手持ちの介護保険被保険者証の（2）ページの区分支給限度額を読み替えて御利用いただけますので、変更の手続き等は必要ありません。）

令和元年10月1日以降に発行する介護保険被保険者証については、新たな支給限度基準額を記載して発行します。

3 介護保険施設等の食費・居住費の負担限度額の基準費用額の見直しについて

国の光熱水費家計調査結果等を踏まえ、令和元年10月サービス利用分から、食費・居住費の基準費用額が見直しとなります。

なお、低所得者の負担限度額（第1～3段階）については、現行額が据え置きとなるため、「介護保険負担限度額認定証」（オレンジ色）については、修正等は生じません。

【見直し後の基準費用額等】

		【変更無】負担限度額（日額）			【変更有】基準費用額（日額）		
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		
					令和元年9月まで	令和元年10月から	
居住費	多床室		0円	370円	370円	①特養 840円	855円
						②老健・療養型 370円	377円
	従来型個室	①特養	320円	420円	820円	1,150円	1,171円
		②老健・療養型	490円	490円	1,310円	1,640円	1,668円
		ユニット型個室的多床室	490円	490円	1,310円	1,640円	1,668円
	ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,970円	2,006円	
食費		300円	390円	650円	1,380円	1,392円	

《問い合わせ先》 日立市介護保険課 電話 0294(22)3111（内線 215～217）